

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る
郵便番号 600-8652

家計に応じて、保険料を月払い等により定期的に払い込む 平準払終身保険商品の取り扱いを開始！

京都銀行（頭取 高崎 秀夫）では、お客様のライフプランに合わせて、保険料や払込方法などを自在に設計できる平準払終身保険の取り扱いを新たに開始しますのでお知らせいたします。

これにより当行の取り扱う生命保険商品は 28 商品となり、お客様の選択の幅は一段と広がります。

- (1) 平準払終身保険 ... 保険料を月払いや年払い等により払込み、万一の保障を一生涯にわたって確保できることに加え、解約返戻金を原資に、子供の教育資金や老後の生活資金を準備できるなど貯蓄性も兼ね備えた商品。
- (2) 取り扱い生命保険商品 ... 平準払終身保険 1 商品、平準払個人年金保険 1 商品、定額年金保険 6 商品、変額年金保険 3 商品、一時払終身保険 10 商品、一時払終身医療保険 2 商品、がん保険 1 商品、医療保険 4 商品

当行では、今後も引き続き保険商品や投資信託の品揃えを充実させ、お客様にご満足いただける商品やサービスの提供に努めてまいります。

なお、保険商品は預金ではありませんので、元本保証等はありません。詳しい商品内容等は窓口までお問い合わせください。

記

1. 新たに窓口で販売する保険商品

商品名	保険種類	保険会社
ふるはーと L <介護プラン> / ふるはーと L	平準払終身保険	住友生命

2. 主な特徴

- お客様のライフプランに合わせて、保険料、保険金額、保険料払込期間、払込方法を設定いただけます。
- 保険料払込方法については、「月払い」、「年一回払い」などに加えて、ご契約時にまとめて保険料の払い込みができる「全期前納」の取り扱いもございます。
- ふるはーと L <介護プラン> をご選択いただくと、死亡・高度障害保障に加え、介護保障もご準備いただけます。
- 保険料払込期間満了後、死亡保険金を上限に解約返戻金は増え続けますので、教育資金やセカンドライフに向けた資金として活用することもできます。

3. 取扱開始日

平成 25 年 1 月 28 日（月）

以上

< 保険商品に関するご注意事項について >

生命保険は、預金ではありませんので、元本保証はありません。

生命保険は商品により、契約時費用（申込金額に対し最高 9.18%程度）ならびに解約時の解約控除（申込金額もしくは積立金額に対し最高 10.0%）が必要となり、据置期間中は保険関係費用（積立金額に対して最高年率 2.98%）、資産運用関係費用（積立金額に対して最高年率 0.28% 税込）、年金管理費（年金額の最高 1.4%）、更改時費用（積立金額に対して最高 7.0%）、外国為替手数料などの手数料がかかる場合がありますが、ご負担いただく手数料の項目、手数料率、計算方法等は各商品によって異なりますので、一律の算出方法を表示することができません。

詳しくは商品ごとの「パンフレット」等をご覧いただくとともに「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」をご契約前に必ずお読みいただき、内容を十分にご理解ください。また、ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」（変額年金保険の場合は、これに加え「特別勘定のしおり」）を必ずご覧ください。

生命保険は、預金ではありませんので、株価や債券価格の下落、市場金利や為替の変動により、資産残高、解約返戻金額は払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

生命保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

ご契約中の生命保険を解約、一部解約した場合、返戻金が払込保険料を下回ることがあります。

生命保険は、引受保険会社が保険の引受を行います。京都銀行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、京都銀行ではなく、引受保険会社となります。

引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金原資額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金原資額が払込保険料を下回る場合もあります。

生命保険にご契約いただくか否かが、当行におけるお客さまの他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。

京都銀行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入を含む）を前提とした生命保険のお申込みはお断りしていますのでご了承ください。

法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、ご融資のお申込み状況等によっては、生命保険をお申込みいただけない場合があります。

商品によっては、被保険者に健康状態等について告知をしていただく必要があります。また、被保険者の健康状態等によりご契約いただけない場合等があります。なお当行の担当者（生命保険募集人）には告知受領権がございませんので、担当者に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。

商品によっては、保険契約を有効に継続させるためには、払込方法に応じた期日までに継続的に保険料を払い込んでいただく必要があります。保険料の払い込みが遅れて、一定期間が経過すると契約が失効します。保険契約が失効した場合には、契約の効力がなくなり、保険金等が受け取れませんので、ご注意ください。

保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合には、ただちに保険会社または当行までご連絡ください。保険金・給付金等をお支払いできる場合、お支払いできない場合につきましては、各商品の「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。

ご加入の検討にあたっては、販売資格を持つ当行の募集人にご相談ください。

記載している手数料は、平成 25 年 1 月 28 日時点において当行が取扱っている商品の中で最高の料率のものを表示しております。